

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>請負条件③における対象項目の範囲について</p> <p>請負条件③に記載されている「要調査項目の濃度測定に関する業務の実績を直近過去5年間で1件以上有すること」について伺います。本要件を満たすためには、要調査項目リストに掲げられた「全ての項目」を対象とした業務実績が必要でしょうか。あるいは、要調査項目のうち「一部の項目」を対象とした濃度測定業務の実績が1件以上あれば、要件を満たすと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>要調査項目のうち「一部の項目」を対象とした濃度測定業務の実績が1件以上あれば、要件を満たします。業務名称や業務仕様等から、「要調査項目の濃度測定に関する業務」であることが確認できる書類の提出をお願いします。</p> <p>(回答No.2も参照ください)</p>
2	<p>請負条件③における「業務の実績」の範囲について</p> <p>請負条件③の「業務の実績」として、以下の(ア)～(オ)に該当する実績を含めることは可能でしょうか。(ア) 国又は地方公共団体以外の民間事業者等から受託した水質分析業務。(イ) 元請事業者から再委託又は外注を受けて実施した水質分析業務。(ウ) 業務全体ではなく、濃度測定又は分析部分のみを受託した業務。(エ) 既存の公定法、通知法、ISO法等に基づいて実施した通常の水質分析業務。(オ) 当該物質が要調査項目に指定される以前に実施した水質分析業務。</p>	<p>請負条件として「本業務の遂行に当たっては、水環境中における要調査項目（PFAS）等の濃度測定を正確に実施する基本的能力に加えて、仕様書2.（3）に記載の通り、次年度以降の調査に向けた新たな検討（要調査項目等存在状況調査の経緯や目的を踏まえた検討、新規分析法の検討、精度管理要件の整理）を実施する能力」を求めています。そのため、</p> <p>(ア) 内容として相応しければ認められます。</p> <p>(イ) 内容として相応しければ認められます。</p> <p>(ウ) 内容として相応しければ認められます。</p> <p>(エ) 認められます。</p> <p>(オ) 認められます。</p>
3	<p>請負条件④における実績の内容及び帰属について</p> <p>請負条件④に記載されている「要調査項目等の水質分析法検討に関する論文投稿・学会や研究会発表等の実績」について</p> <p>①「水質分析法検討」の定義について</p> <p>新規分析法の開発のみならず、既存分析法における前処理条件の検討、測定条件の最適化、添加回収試験、妥当性確認、定量下限の検討、精度管理方法の検討等も本要件に含まれると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>新規分析法の開発のみならず、既存分析法における前処理条件の検討、測定条件の最適化、添加回収試験、妥当性確認、定量下限の検討、精度管理方法の検討等も本要件に含まれます。ただし、「検討」の要素や、主体的な関与が認められないもの（共同クロスチェックへの参加等）は対象外と考えています。</p>
4	<p>請負条件④における実績の内容及び帰属について</p> <p>請負条件④に記載されている「要調査項目等の水質分析法検討に関する論文投稿・学会や研究会発表等の実績」について</p> <p>②実績の帰属について</p> <p>以下の(ア)～(カ)に該当する実績を、応募事業者の実績として計上することは可能でしょうか。(ア) 応募事業者に現在在籍する業務従事予定者が、前職又は以前の所属機関において行った論文投稿や学会・研究会発表。(イ) 応募事業者の役職員が共著者又は共同発表者として参画した実績。(ウ) 管理技術者以外の業務従事予定者が有する実績。(エ) 再委託先、協力機関、又は共同研究機関が有する実績。(オ) 投稿済みであるものの、現時点では未掲載又は査読中である論文。(カ) 口頭発表以外の形式（ポスター発表、技術報告、研究会資料等）で公表した実績。</p>	<p>請負条件として「事業者が」「実績を有すること」を求めています。そのため、</p> <p>(ア) 認められません。</p> <p>(イ) 主体的な関与が確認できれば認められます。</p> <p>(ウ) 認められます。</p> <p>(エ) 認められません。</p> <p>(オ) リジェクトされる可能性のある段階（実績とならない可能性のある段階）の場合は、認められません。</p> <p>(カ) 認められます。</p>